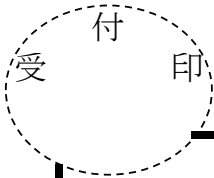


退職の日が一月一日から四月三十日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、必ず残税額をまとめて徴収してください。



市町村民税
道府県民税

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

															整理番号										
上富田町長 あて 令和 年 月 日提出					給与支払者 (特別徴収義務者)		氏名又は名称									担当者	係		年度	特別徴収指定番号					
							住所又は所在地													特別徴収指定番号					
							個人番号又は法人番号																	電話	—
給与所得者	フリガナ					新姓			(ア) 特別徴収税額 (年税額)			(イ) 徴収済税額			(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)			異動年月日		異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収方法			
	氏名								円			月分から 月分まで			月分から 月分まで			年		1 転勤 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 ()		1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付する)			
	生年月日		大・昭・平・令 年 月 日生																						
	個人番号																								
	住所		1月1日現在															月 日							
異動後																									
◎給与所得者が新しい給与支払者(特別徴収義務者)による「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目にも必ず記載してください。																									
新しい給与支払者 (特別徴収義務者)		所在地		〒							特別徴収指定番号			氏名		担当者		新しい勤務先へは、 月割額 円 を 月分 (翌月10日納期限)から徴収し、納入するように連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。							
		名称									法人番号							受給者番号		納付書の要否 (新規の場合のみ記載)		番号を記入 ←		1 必要 2 不要	

◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)の一括徴収について次の欄に必ず記載してください。

一括徴収	一括徴収する場合		徴収予定額 (ウ)と同額		左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納期限)で納入します。	
	理由	1 異動の日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2 異動の日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。				
	一括徴収しない場合					
	理由	異動の年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1 異動の日が6月1日から12月31日までの間でかつ本人からの申出がないため。 2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額(上記ウ)の額)を超える給与又は退職手当等の支払いがないため。 3 死亡による退職のため。				

記載注意

- 1 この届出書は給与支払報告に係る給与所得者異動届出書と特別徴収に係る給与所得者異動届出書が同じ様式になっています。異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月10日までにそれぞれ関係市町村へ提出してください。 2 この用紙は2部作成し2部とも提出してください。 3 太線で囲んでいる部分についてのみ記載してください。
- 4 給与所得者本人が国外へ出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。
- 5 「一括徴収」に関する記載は、次により記載してください。なお、一括徴収しない場合でも必ず必要事項を記載してください。
- 一括徴収する場合は、理由欄の1又は2を○で囲み、右の「徴収予定額」欄に金額をご記入ください。一括徴収しない場合には、理由欄の該当する項目を○で囲んでください。

旧特別徴収処理欄	年度	1 特別徴収義務者(区)を変更 月分以降 2 普通徴収へ切替 の月割額は 3 一括徴収 4 その他	点検
	年度	1 特別徴収義務者(区)を変更 月分以降 2 普通徴収へ切替 の月割額は 3 一括徴収 4 その他	点検